

千葉市消防救急業務等処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市消防救急業務規程（昭和57年12月千葉市消防局訓令（甲）第8号。以下「規程」という。）第55条により、救急業務及び事務処理に必要な事項を定め、救急業務の能率的運営を図るものとする。

(用語の意義) 規程第2条関係

第2条 救急業務に関係ある機関及び団体とは、主として警察、保健所、日本赤十字社、東日本高速道路株式会社、医師会、福祉事務所、市役所等をいう。

2 傷病者の親族とは、傷病者の配偶者、親、子、兄弟、姉妹及び親戚関係にある者をいう。

3 傷病者の同僚等とは、傷病者の職場の上司、部下及び同僚、友人等をいう。

4 事故の当事者とは、事故に関係した者をいう。

5 その他救急業務実施上必要な業務とは、次に掲げるものをいう。

(1) 傷病者を応急に救護するための知識及び技術の普及に関すること。

(2) 航空隊による救急活動

(3) 患者等搬送事業者に対する指導等

(4) その他救急に関する事務等

(救急隊員の資格及び指名)

第3条 救急隊員の指名を受けた職員は、専ら救急活動に従事するものとする。ただし、指名救急隊員が消防隊として消防活動に従事することを妨げるものではない。

(救急隊の編成)

第3条の2 救急隊長を指名する場合は、消防司令及び消防司令補の階級にある者を優先的に指名するものとする。

2 予備の救急隊員については、規程第4条各号のいずれかの資格を有するものの中から概ね3人を指名するものとする。

(救急隊員の心得) 規程第7条関係

第4条 救急隊員は、救急活動の実施にあたって規程に定めるもののほか、次の各号に留意し救急業務の効果的な遂行に努めるものとする。

(1) 救急活動は、救命を主眼とし傷病者の観察及び必要な応急処置を行い、速やかに適応医療機関に搬送するものとする。

(2) 出動指令の内容を把握し、状況に応じ救急資器材（以下「資器材」とい

う。)の増強等必要な措置を講ずるものとする。

(3) 同一の救急現場に複数の救急隊(4隊以下)が出動した場合の統括指揮は、先着救急隊長が指揮することを原則とする。ただし、消防隊が出動した場合の指揮については、千葉市消防警防規程(昭和59年千葉市消防局訓令(甲)第19号)第16条による。(多数傷病者発生時の救急隊の指揮は、別途計画する。)

(4) 救急隊は、常にちば消防共同指令センター(以下「指令センター」という。)と連絡を密にし、救急活動に中断を生じさせないように配慮するものとする。

(5) 救急隊長は、救急活動の実施にあたっては、次の事項に留意し、救急業務の効果的な遂行に努めること。

ア 出動指令内容及び付加情報を確実に掌握すること。

イ 救急自動車の駐停車は、救急活動上の安全が確保できる位置を選定するとともに、二次的災害の防止に努めること。

ウ 救急現場にある傷病者の保護者及び警察官等の関係者と連絡を密にして、傷病者の状態及び救急現場の状況を的確に把握し、救急員、救急機関員を指揮して救急活動を効率的に行うこと。

エ 自己隊が運行不能又は、傷病者を搬送出来ない場合の事故が発生した場合は、速やかに他隊の出動を要請する等の措置を講ずること。

(6) 救急隊員は、救急活動の実施にあたっては、次の事項に留意し、救急業務の効果的な遂行に努めること。

ア 救急隊長を補佐し、指揮命令を忠実に守り、冷静に行動すること。

イ 傷病者及び関係者の心情を理解し、節度ある行動に努め、不快感を与えないように努めること。

ウ 傷病者の状態に応じた安全な車両の運行に努めること。

(救急隊員の服装) 規程第8条関係

第5条 救急隊員は、救急隊員の行う応急処置を行う際に、保安帽が支障となる場合に限り規程第8条の保安帽をアポロキャップ(千葉市消防吏員の服装等に関する規程、平成4年千葉市消防局訓令(甲)第10号)にかえることができるものとする。

2 救急活動にあたっては、天候及び救急事故現場の状況に応じ、短靴、編上靴又は防火靴のうち、安全を確保できるものを着用するものとする。

(救急資器材の管理) 規程第 1 1 条関係

第 6 条 資器材の点検等については、次の各号により行うものとする。

- (1) 通常の資器材点検は、交替点検時及び毎使用後とする。
- (2) 定期の資器材点検は、毎月 1 5 日とする。
- (3) 定期点検は、資器材の全部を対象とし、規程第 5 2 条第 1 項第 2 号に基づく救急資器材点検表(様式第 1 1 号)を作成すること。
- (4) 委託点検の必要な資器材については、救急課で計画的に実施するものとする。

第 7 条 削除

(救急隊の出動) 規程第 1 3 条関係

第 8 条 消防署長(以下「署長」という。)が救急事故の発生を覚知した場合とは、次の各号の場合をいう。

- (1) 千葉市消防通信規程(平成 6 年千葉市消防局訓令(甲)第 1 4 号。以下「通信規程」という。)による出動指令を受ける以前に、消防庁舎前等で救急事故が発生し、これを覚知し傷病者を医療機関へ緊急に搬送する必要があると認めた場合
- (2) 救急隊が帰所途上等において救急事故を覚知し、救急隊長が傷病者を医療機関へ緊急に搬送する必要があると認めた場合

2 前項の出動に際しては、指令センターにその旨を連絡するものとする。

3 救急活動中に他の救急事故に遭遇した場合は、次の各号による。

- (1) 救急現場への出動途上に他の救急事故に遭遇した場合は、緊急性等を考慮し対応するものとし、事故概要及び対応した内容について指令センターに連絡する。
- (2) 救急現場への出動途上に自己隊に事故が発生した場合は、出動不能である旨を指令センターに連絡し、他の救急隊の要請等必要な措置を行う。

(救急活動の原則) 規程第 1 5 条関係

第 8 条の 2 救急隊が傷病者を搬送するその他の場所とは次に掲げる場所をいう。

- (1) 医療機関以外で医師による処置を受けられる場所
- (2) 救急隊と救急隊とが傷病者を中継する場所
- (3) 接骨院、助産所等
- (4) 空港、駅舎等

(観察等) 規程第 16 条関係

第 9 条 観察の実施方法については、救急隊員の行う応急処置の基準（昭和 53 年消防庁告示第 2 号。以下「応急処置の基準」という。）第 5 条に基づき行うものとし、観察用資器材を有効に活用すること。

- 2 現場環境観察は別記 3 に基づき行うものとする。
- 3 傷病者観察は、別記 3 の 2 の傷病者観察等記録票により行うものとし、現場に到着した時から医師の管理下に置かれるまで継続すること。
- 4 観察結果について必要がある場合は、通信機器により医療機関に知らせること。
- 5 救急救命士は、傷病者が救急救命士法第 44 条第 1 項に定める救急救命処置を必要とする場合は、必要な観察結果について指示を受ける医師に連絡するものとする。

(救急隊員の行う応急処置) 規程第 17 条関係

第 10 条 応急処置実施上の留意事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 救急現場を把握し、二次災害の危険要因を排除した後に実施する。
 - (2) 生命に直接影響する応急処置を優先する。
 - (3) 傷病者が複数ある場合は、重症度、緊急性の高い傷病者を優先する。
- 2 在宅療法継続中の傷病者の応急処置は、次に掲げるところによる。
- (1) 在宅療法継続中の傷病者が、その在宅療法以外の要因により救急要請した場合、必要な応急処置を実施し、点滴回路の閉塞防止等安全確保に留意し、在宅療法を継続して搬送するものとする。
 - (2) 在宅療法継続中の傷病者が、在宅療法自体の異常等から救急要請した場合、別記 3 の 3 に定める応急処置を実施し、傷病者の主治医等医師の同乗及び指示を受けるものとする。

(医師の指示) 第 17 条の 2 関係

第 10 条の 2 救急救命士は、救急救命処置を実施する場合に医師の具体的な指示（以下「具体的指示」という。）を受けるため、必要な情報を医師に報告するものとする。

- (1) 傷病者が心肺停止状態であることを判断するために必要な情報
 - ア 心電図の状況
 - イ 脈拍の触知状況
 - ウ 聴診器による呼吸音及び心音の状況

エ その他医師の求める情報

(2) 前号の情報は、通信機器により観察後速やかに報告すること。

2 救急救命士は、次に掲げる医師の指示に従い救急救命処置を実施するものとする。

(1) 救急救命処置実施の適否

(2) 静脈路確保のための輸液について

ア 静脈路確保の方法

イ 輸液速度

ウ 留置針を穿刺する静脈の部位

(3) 気道確保について

ア 気道確保の方法

イ 呼吸管理の方法

(4) アドレナリンを用いた薬剤の投与について

ア 薬剤の投与量

イ 投与回数等

(5) その他救急救命処置を実施するうえで必要な事項

(医師の現場要請及び同乗要請) 規程第18条、第19条関係

第11条 医師の救急現場への要請又は救急自動車への同乗要請は規程第18条及び第19条に掲げる事項に基づき救急隊長の判断により行うものとする。

(医師に対する報償金) 規程第18条の2関係

第11条の2 救急救命士が、救急救命処置を実施するために具体的指示を受けた場合は、次の各号に定めるところにより、報償金の支給手続きをするものとする。

(1) 具体的指示に対する報償金の支給は、傷病者1名につき1回とする。

(2) 具体的指示を受けた救急救命士は、医師の指示に対する報償金支給原票(様式第44号)を作成し、署長に報告するものとする。署長は事案の発生事実を確認のうえ、警防部救急課長(以下「課長」という。)に報告するものとする。

(3) 課長は、前号の報告を受けたときは、医師の指示に対する報償金支給整理簿(様式第45号)に記載し、速やかに報償金を支給するものとする。

2 救急隊長が、救急現場に医師を要請した場合の医師報償金(以下「医師要請報償金」という。)支給手続きは次の各号に定めるところによる。

- (1) 医師要請報償金の支給は、医師1名につき1回とする。
- (2) 救急隊長は、救急現場に医師を要請した場合は、医師要請報償金支給原票（様式第46号）を作成し、署長に報告するものとする。署長は、事案の発生事実を確認のうえ、医師要請報償金報告簿（様式第47号）に記載し、課長に報告するものとする。
- (3) 課長は、前号の報告を受けたときは、医師報償金支給簿（様式第48号）に記載し、速やかに医師要請報償金支給手続きをとるものとする。
- (4) 署長は、医師要請報償金を支給したときは、領収書（様式第49号）を徴するものとする。

3 前各項に定める報償金の取り扱いは、千葉市予算会計規則（昭和40年規則第13号）の定めるところにより行なうものとする。

4 第1項及び第2項に定める報償金は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける災害には、これを適用しない。

（救急現場付近にある者への協力要請） 規程第20条関係

第12条 協力要請を求める場合は、周囲の状況等に配慮し、救急隊長が直接要請するものとする。

2 協力要請を求めた場合は、その者の住所、氏名、年齢及び協力内容について、規程第51条に基づく救急業務実施報告書（規程様式第8号）の備考欄に記録しておくものとする。

（医療機関の選定） 規程第21条関係

第13条 傷病者を搬送する場合の医療機関は、救急隊員の観察による傷病者の症状、程度等に応じ、原則として救急隊長が選定するものとする。

2 医師が救急現場にある場合は、医師の指示による医療機関を選定するものとする。

3 傷病者又は傷病者の家族等から、搬送先医療機関を依頼された場合は、受入先医療機関に連絡し、受入れについて確認するものとする。

（関係者の同乗） 規程第24条関係

第14条 正常な意思表示ができない傷病者とは、次の各号の者をいう。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第7条に定める禁治産者等として宣告を受けている者等
- (2) 傷病者の症状が重く、こん睡等の状態にある者

2 未成年者及び前項以外の者で、次の各号に掲げる場合には、家族又は警察

官等関係者の同乗を求めるものとする。

- (1) 第13条第3項で依頼された医療機関に搬送する場合
- (2) 錯乱状態及び泥酔等の状態にある傷病者を搬送する場合
- (3) 住所不定者を搬送する場合

3 同乗者に対する留意事項については、次の各号によるものとする。

- (1) 前項第1号及び第2号により家族等の関係者を同乗させる場合には、傷病者管理に支障のない範囲にとどめる。
- (2) 救急自動車の定員を遵守すること。
- (3) 救急自動車の急制動、急発進を避けるとともに、同乗時十分注意を与えておくこと。
- (4) 酩酊又は精神錯乱状態等にある場合で同乗に適さないと判断した場合は、同乗させないこと。
- (5) 同乗者を下車させる際は、他の車両等に注意し安全を確認すること。

(搬送拒否の取扱い) 規程第25条関係

第15条 搬送を拒否した者の取扱上の基本的事項は、次の各号によるものとする。

- (1) 不搬送として取り扱う場合の判断は、傷病者による搬送拒否の申出を第一とする。
- (2) 傷病者が、未成年者又は精神障害者等で正常な意思表示ができない場合は、傷病者の親族による搬送拒否の申出によるものとする。

2 対応上の留意点は、次の各号によるものとする。

- (1) 搬送拒否の申出があった場合、特に次の者については十分に観察を行い、その対応に努めること。

- ア 泥酔している傷病者
- イ 交通事故による傷病者
- ウ 乳幼児又は高齢の傷病者
- エ 頭部に関係ある傷病者

- (2) 傷病者が医療機関への搬送を拒否し、不搬送として取り扱った場合は、その理由及び状況等について傷病者観察等記録票内にある規程第25条に基づく搬送拒否処理記録を作成し保存するものとする。

(身元の確認) 規程第26条関係

第16条 救急活動上、傷病者の身元の確認及び所持品等は、次の各号に掲げ

る事項を留意し取り扱うこと。

- (1) 傷病者の搬送にあたっては、所持品及び遺留品の取り扱いに配意し、紛失、錯誤等の防止に努めること。
- (2) 傷病者が自己の所持品の管理が出来ない状態にあるときの所持品の保管については、関係者、警察官及び医師等に依頼する等保管先を明らかにしておくこと。
- (3) 身元確認のため、所持品を調べる場合は、努めて警察官又は医師等の立ち会いのもとに行うこと。
- (4) 傷病者の金品の取扱いは、特に慎重に行いやむを得ない場合のほかは保管しないこと。

(死亡者の取り扱い) 規程第27条関係

第17条 傷病者が明らかに死亡している場合とは、次の各号の場合をいう。

- (1) 傷病者の頸部、体幹の切断等で、一見して死亡と判断できるもの。
- (2) 傷病者の四肢の硬直、死斑等の死徴が顕著で社会通念上死亡と判断できるもの。

2 傷病者が明らかに死亡している場合又は医師が死亡していると診断した場合は、警察官、医師、関係者等に引継ぎを行った後、引き上げるものとする。

(特殊傷病者の取扱い) 規程第29条、第37条関係

第18条 特殊傷病者の取扱いは、次の各号によるものとする。

(1) 感染症患者等

ア 救急隊長は、感染症と疑われる傷病者等を搬送した場合は、疑似感染症取扱い報告書(様式第1号)により消防局長(以下「局長」という。)に報告するものとする。

イ 上記傷病者の搬送を行った場合、対象別消毒要領(別記2)に基づき消毒するものとする。(状況に応じて指令センターと連絡を密にし、一時的に出動の停止等の措置を講ずるほか、必要に応じて保健所又は病院等に依頼し消毒を行うものとする。)

(2) 精神障害者

単に精神障害で、他に疾病がないと判明した場合は、指令センターと連絡を密にし警察官に保護依頼を行うものとする。

(3) 麻薬等の中毒者

警察官と密接に連絡を図るとともに、傷病者の観察にあたっては警察官

の立ち会い求め、救急隊員の危害防止に努めるものとする。

(4) 放射線等による事故者

放射性物質により、汚染を受けたと思われる傷病者の救急活動にあたっては、事業所等の「安全担当者」等と連絡を密にし対応策を決定した後、救急活動にあたるものとする。

(要保護者等の取り扱い) 規程第30条関係

第19条 要保護者等の取扱いは、次の各号によるものとする。

- (1) 要保護者及び要救護者として取り扱った場合は、発生場所を管轄する福祉事務所に連絡するものとする。
- (2) 被保護者を取り扱った場合は、居住地を管轄する福祉事務所（以下「福祉事務所」という。）に連絡するものとする。
- (3) 要（被）保護者及び要救護者を取り扱った場合は、福祉事務所へその都度取り扱った救急隊から連絡するものとする。ただし、休日等勤務時間外にあつては、翌日とする。
- (4) 要（被）保護者及び要救護者を取り扱った場合は、月毎に集計し〇月分要保護者等搬送状況表（様式第2号）を作成するものとする。

(応援の出動及び要請) 規程第34条関係

第20条 消防組織法（昭和22年12月23日法律第226号）に基づく消防相互応援協定は、次の各号の協定をいう。

- (1) 千葉県広域消防相互応援協定
- (2) 東関東自動車道及び新空港自動車道消防相互応援協定
(高速自動車道等における救急活動等) 規程第35条関係

第21条 高速自動車道等における救急活動は、指令センターと連絡を密にし、高速道路管理者（東日本高速道路株式会社及び千葉県道路公社等）及び交通警察隊等の出動の確認等、救急隊員の安全体制に万全を期するほか、次の各号に掲げる留意事項を遵守し救急活動を行うものとする。

- (1) 救急自動車の駐停車位置は、原則として事故車両及び警察機関等の車両を出越した位置を選定する等、救急活動の安全を図ること。
- (2) 救急現場における応急処置は、交通の状況等を判断し必要最小限にとどめ、速やかに車内に収容する等、二次的災害の防止を図ること。
- (3) 救急現場が自己隊の出動車線と異なり、かつ交通量が多く救急活動に危険である状況等の場合は、当該車線に停止することなく次のインターチェ

ンジで迂回し、救急事故発生車線に進入すること。

（救急隊員の健康管理）規程第 37 条関係

第 22 条 救急隊員は、規程第 37 条に定める他、次の各号に掲げる事項を遵守すること。

- （1）救急隊員は、手指等に創傷のあるときは、遅滞なく救急隊長に報告すること。
- （2）救急隊員は、常に清潔保持に努め救急業務を遂行すること。

（安全管理）規程第 38 条関係

第 23 条 救急活動を実施する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守し二次的災害の防止に努めること。

- （1）救急自動車の停止位置は、他の交通等に支障がない位置へ停車すること。
- （2）混乱した救急現場では、警察官に交通の整理及び野次馬等の整理を依頼すること。
- （3）救急隊員の活動位置は、建物倒壊、土砂崩れ、交通事故等のおそれがない場所を選定すること。
- （4）ガス漏洩及び流出油現場、可燃物の物質等がある救急現場では、火気使用の制限等必要な指示を与えるとともに安全を確認し、救急活動に着手すること。
- （5）交差点、急な曲り角及び急坂、渋滞地域等では安全走行に心がけること。
- （6）降雨、降雪及び強風時等、気象悪化時は安全走行に心がけること。
- （7）傷病者の状態に応じた走行を行うこと。

2 放射性物質貯蔵施設等で、救急活動に従事した場合は、一時出動を停止し、事業所等の「安全担当者」による汚染量、被ばく量等の測定を行い安全を確認すること。

3 傷病者を取り扱う場合は、次の各号に掲げる事項を遵守し感染防止に努めること。

- （1）救急活動の実施にあたっては、傷病者の血液、唾液及び汚物等（以下「血液等」という。）の直接接触は避けて活動すること。
- （2）傷病者の応急処置に際しては、血液等の接触を避けるため、ゴム手袋の着装を厳守するとともに、飛散のおそれある場合は、マスク・防護メガネを着装すること。
- （3）血液等が皮膚に付着した場合は、速やかに水道水等で洗浄するとともに、

手洗い、うがい等の消毒を併せて行うこと。

(消毒) 規程第 39 条関係

第 24 条 救急活動に伴う消毒は、消毒区分及び使用方法等（資料）並びに対象別消毒要領（別記 3）に基づき、次の各号により行うものとする。

(1) 定期消毒

ア 定期消毒の実施日は、毎月 15 日とする。

イ 定期消毒は、資器材及び救急自動車の内部（以下「車内」という。）の全般にわたり綿密に行うこと。

ウ 資器材及び車内の消毒は、定期消毒の他、毎日の勤務交替後等に資器材の点検に併せ、車内の特に汚染される場所等を日常清掃的に行うこと。

エ 定期消毒を実施した場合は、必要最小限度の時間、出動停止の措置等を講じ、車内定期消毒実施表（様式第 3 号）を車内に標示すること。

(2) 使用後消毒

ア 救急隊は、傷病者を取り扱った場合、資器材、車内及び救急隊員の手指等について、消毒をすること。

イ 救急隊は、連続出動で資器材等が不足した場合、又は汚染状況から洗浄及び消毒の必要があると認める時は、出動の停止措置を講じ、洗浄、消毒を行うこと。

ウ 車内消毒

(ア) 車内消毒は実施前に、ほこり、土砂等が残らないように隅ずみまで清掃を行い、血液等付着している場合は、水道水等で洗浄又は拭き取ること。

(イ) 車内消毒は、救急隊員の手指を消毒した後実施すること。

(ウ) 床面、枕、担架等に血液等の付着物があつた場合は、ヒビテン液等で洗浄、清拭すること。

エ 使用資器材の消毒

(ア) 資器材は、消毒実施前にほこり、汚れ等を拭き取ること。又血液等の付着がある場合は、水道水等で洗浄し救急隊員の手指を消毒した後、資器材の消毒を行うこと。

(イ) 資器材は、常に清潔保持に努めるとともに使用の都度消毒し、特に酸素吸入マスク、吸引器及びカテーテル等の資器材で傷病者に直接触れるものは、入念に消毒を行い清潔な状態で管理すること。

(ウ) 管状又は袋状の資器材の消毒に際しては、内面が十分消毒できるよう配慮すること。

オ 白衣等の消毒

(ア) 白衣及び患者用毛布等は、常にほこり等を払い日光消毒等により清潔保持に努め、必要に応じ指定されたりネン業者へ依頼すること。

(イ) 感染症の疑いある患者等を取り扱った場合は、必ず紫外線殺菌器等で消毒を行うこと。

(ウ) 血液等が付着した場合は、水道水等による洗浄又は拭き取りを行い、可能な限り紫外線殺菌器等により消毒を行うこと。

カ 救急隊員消毒

(ア) 救急隊員は、帰所後必ず手指（前腕部を含む）を水道水等で洗い、血液等の付着物があった場合は、更に消毒液により消毒すること。

(イ) 口腔内の消毒は、手指の手洗いを実施した後、消毒液により実施すること。

(ウ) 眼に血液等が入った場合、こすらず直ちに水道水等で繰り返し洗浄し、帰所後洗眼をすること。

キ 傷病者の応急処置等に使用したゴム手袋、マスク及び清拭に使用したものの処理は、収容病院へ処理を依頼するか、又は指定された感染性産業廃棄物処理業者へ依頼するものとする。

(3) 特別消毒

ア 感染症等の傷病者を搬送した場合は、その都度消毒を行うものとする。

イ 消毒は、使用した資器材に限定せず全部を対象として消毒を実施するものとする。

ウ 法定伝染病等の感染症を有する傷病者を取り扱った場合は、一時出動を停止し、消毒及び医師等の指示を受けるとともに関係機関に連絡するものとする。

(4) 記録

定期消毒及び特別消毒を実施した場合は、規程第52条第1項第2号に基づく消毒実施結果報告書（様式第12号）を作成するものとする。

(救急隊員の教育及び訓練) 規程第40条関係

第25条 救急隊員の救急知識及び技術の向上を図るため、次の各号に掲げる訓練について計画し、必要に応じ実施するものとする。

(1) 個別訓練

当務で行う訓練とする。

ア 救急隊長

- (ア) 救急現場の指揮及び活動要領
- (イ) 傷病者及び救急隊員の安全管理要領
- (ウ) 観察要領及び応急処置要領
- (エ) 資器材の取り扱い要領
- (オ) その他救急隊長としての必要事項

イ 救急員及び救急機関員

- (ア) 観察要領及び応急処置要領
- (イ) 資器材の取り扱い要領
- (ウ) 救急員及び救急機関員としての必要な技術
- (エ) その他必要事項

(2) 総合訓練

個別訓練の技術向上程度を考慮して随時実施するものとする。

ア 救急現場における活動要領

イ 救急隊員相互の連携要領

ウ 救急隊と他の隊との連携要領

エ その他必要事項

- 2 総合訓練を実施した場合は、救急に関する教育及び訓練実施結果報告書(様式第41号)を作成するものとする。

(救急指導員) 規程第40条の2 関係

第26条 救急指導員は次の各号の一に該当する職員の中から任命するものとする。

- (1) 救急規程第4条に定める資格を有する者
- (2) 救急規程第4条に定める救急救命士の資格を有する者
- (3) 陸上自衛隊衛生学校救急指導員課程修了者

2 救急指導員は次の指導を行う。

- (1) 職員に対する救急知識・技術の指導
- (2) その他救急指導員を必要とする教育訓練

(救急研究会) 規程第41条 関係

第27条 救急研究会は、次の各号の研究課題により実施するものとする。

(1) 事例研究

救急活動の具体的な事例を取り上げて、その記録、体験等をもとに観察、判断、応急処置、傷病者管理、医療機関選定及び搬送等の状況を個々に、又は総合的に解明研究するものとする。

(2) 実績研究

傷病者搬送に関する記録、統計及び事務処理の結果等を分析し、以後の救急活動、訓練の計画、研修及び応急救護知識、技術の普及に必要な事項を解明研究するもの。

(3) 対策研究

救急業務等に関する実務上の問題点の打開策、効果的な救急活動要領及びこれに伴う諸事務の改善策等を解明研究するもの。

2 救急研究会の主催者等は次の表のとおりとする。

所 属	主催者	課 題	担 当	実施回数
救急課	課 長	事 例 研 究 実 績 研 究 対 策 研 究	救急管理係	年 1 回以上
消防署	署 長	事 例 研 究 実 績 研 究	救 急 係	随 時

3 救急研究会を実施した場合は、救急研究会実施結果報告書（様式第 4 2 号）を作成するものとする。

第 2 8 条 削除

（救急調査）規程第 4 4 条関係

第 2 9 条 医療機関実態調査は、新たに開設された医療機関及び既設の医療機関に対して行うもので、救急業務上必要な事項について次の各号により調査するものとする。

(1) 新たに開設された医療機関の調査は、当該医療機関の所在地を管轄する署所が、その都度救急に必要な病（医）院調査表（様式第 4 号）に基づき調査を行うものとする。

(2) 既設の医療機関に対する調査は、必要に応じて、医療機関実態調査報告書（様式第 5 号）に基づき調査するものとする。ただし、既設の医療機関で医療用設備等具体的な調査を行う場合は、別途計画により、救急に必要

な病（医）院調査表に基づき調査するものとする。

- 2 救急事故多発箇所の地勢及び交通量等の調査は、管轄区域内の救急事象の実態を把握し、災害予測及び適確な救急対応を図るため、救急事故の多発箇所等（交差点の時間的交通量、不特定多数の出入りする施設又は各種催物会場等）について調査するもので、救急事故多発箇所調査報告書（様式第6号）に基づき調査するものとする。
- 3 救急病院の申出に関する調査は、救急病院を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき、救急病院又は救急診療所から申出があり、保健所長より局長に、意見を求められた場合に調査を行うもので、救急医療機関の認定に関する意見書（様式第7号）に基づき調査するものとする。

第30条 削除

（救急搬送証明書の交付） 規程第48条関係

第31条 規程第48条に基づく救急搬送証明書（規程様式第4号。以下「搬送証明書」という。）は、救急隊によって搬送された傷病者本人又は傷病者より委任を受けた者から、同条の救急搬送証明書交付申請書（規程様式第3号。以下「搬送申請書」という。）により申請を受けた場合には、次の各号により搬送申請書の受け付け及び、搬送証明書の交付等を行うものとする。

- （1）搬送証明書の交付者は、局長又は署長とする。
- （2）搬送申請書、搬送証明書の受付及び搬送証明書の交付機関は、警防部救急課、消防署及び消防出張所とする。
- （3）事務処理に係る記録は、千葉市手数料条例（昭和22年千葉市条例第15号）に基づく証明書交付簿とする。

- 2 搬送申請書及び証明書交付簿の保存は、千葉市消防公文書取扱規程（平成5年千葉市消防局訓令（甲）第2号）に定める扱いとする。

（同乗研修） 規程第49条関係

第32条 救急自動車への同乗願いの申し込み及び承認等は、次の各号により行うものとする。

- （1）同乗の申し込みは、規程第49条に基づく救急自動車同乗申請書（規程様式第5号。以下「同乗申請書」という。）により申請を受け付けること。
- （2）同乗申請を受け付ける場合、研修目的及び内容を検討すること。
- （3）同乗者の同乗目的に添うよう配慮するとともに、救急活動の実態を正しく認識させるよう努めること。

(4) 同乗を承認した場合は、規程第49条に基づく救急自動車同乗承認書(規程様式第6号。以下「同乗承認書」という。)を交付すること。

2 同乗をさせるにあたっては、次の各号により同乗者の安全確保に努めること。

(1) 同乗者には、ヘルメットを着用させる等、必要に応じ安全措置を講ずるものとする。

(2) 出動指令の内容により次のことが予想される場合は、同乗を制限すること。

ア 救急現場が危険な場所である場合

イ 複数の傷病者が発生している場合

ウ その他特に支障となると認められる場合

3 文書保存は、所属ごとに同乗申請書を保存し、千葉県消防公文書取扱規程に定める扱いとする。

(証人等の出頭) 規程第50条関係

第33条 司法機関又は捜査機関等から出頭等の要請を受け、局長の許可を得てこれに応じた場合は、規程第50条に基づく出頭・供述・資料提出等報告書(規程様式第7号)により局長に報告するものとする。

2 文書保存は、千葉県消防公文書取扱規程に定める扱いとする。

(出動報告等) 規程第51条関係

第34条 救急業務実施報告書は、救急隊が出動した救急業務の内容を記載するもので、その記載要領は、次の各号によるものとする。

(1) 救急業務実施報告書は、出動した救急隊が救急事故等報告要領(昭和39年5月4日付自消甲教発第18号)により作成するものとする。

(2) 作成にあたっては、規程及び要綱に定める事項を遵守すること。

(3) 各記録欄の目的に応じた内容を記入すること。

(4) 第三者に理解できるよう記録すること。

(5) 無駄な表現を排除し、客観的に要点を簡素にまとめること。

(6) 事実をありのままに記録すること。

(7) 伝聞により知り得たものは、その伝聞源を明示すること。

(救急統計) 規程第53条関係

第35条 局長は、航空課長及び署長に対し、救急統計を作成するに当たり必要となる救急事故の情報について報告を求めることができる。

(救急業務日誌) 規程第54条関係

第36条 救急業務日誌(規程様式第9号)は、8時30分から翌日の8時29分までに指令を受けて救急出動したものを救急隊ごとに記録するものとする。

(その他)

第37条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和63年7月1日から施行する。

附 則(平成2年4月1日2千消警第2号)

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成2年12月14日2千消警第289号)

この要綱は、平成3年1月1日から施行する。

附 則(平成4年3月31日3千消警第364号)

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成5年3月23日4千消警第563号)

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成6年2月21日5千消警第508号)

この要綱は、平成6年3月1日から施行する。

附 則(平成6年3月30日5千消警第564号)

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月28日8千消救第318号)

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年9月25日10千消救第217号)

この要綱は、平成10年10月1日から施行する。

附 則(平成14年10月28日14千消救第298号) 抄

この要綱は、平成14年10月28日から施行する。

附 則(平成15年3月31日14千消救第417号)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月26日17千消救第398号)

この要綱は、平成17年12月26日から施行する。ただし、様式第24号及び様式第25号の改正規定は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成１９年３月２９日１８千消防第４８９号）

この要綱は、平成１９年３月２９日から施行する。

附 則（平成２２年７月２１日２２千消防第７８２号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成２２年８月２日から施行する。

（千葉市消防局救急出動要綱の廃止）

- 2 千葉市消防局救急出動要綱（平成１４年９月２０日１４千消防第１９０号）は廃止する。

附 則（平成３１年４月８日３１千消防第３８号）

この要綱は、平成３１年５月１日から施行する。

附 則（令和２年３月２４日３１千消防第１５６５号）

この要綱は、令和２年３月２４日から施行する。

附 則（令和３年６月１１日３千消防第２５２号）

この要綱は、令和３年６月１１日から施行する。